

不開示とする項目		不開示の理由
14	PSW、訪問看護経過記録(p.○)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの、若しくは開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため（法第78条第1項第2号） 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（法第78条第1項第7号）

